

藤沢市教育委員会 7 月定例会 会議録

日 時 2026年(令和 8 年) 7 月 16 日(木)

午後 3 時 00 分～ 3 時 45 分

場 所 藤沢市役所本庁舎 8 階 8-1・8-2 会議室

1 開会

2 会議録署名委員の決定

3 前回会議録の確認

4 教育長報告

- (1) 臨時代理の報告について（藤沢市中学校給食センター整備運営事業実施方針の変更について）

5 議事

- (1) 議案第 17 号 令和 9 年度使用藤沢市立小学校及び中学校用教科用図書の採択について
- (2) 議案第 18 号 令和 9 年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択について
- (3) 議案第 19 号 藤沢市いじめ問題調査委員会規則の一部改正について

6 その他

- (1) 令和 8 年 6 月藤沢市議会定例会の開催結果について

7 閉会

出席委員

- 1 番 宮 原 伸 一
- 2 番 飯 盛 義 徳
- 3 番 種 田 多化子
- 4 番 石 井 由 佳
- 5 番 井 沼 隆 史

出席事務局職員

教育部長	坪 谷 麻 貴
教育部参事	石 田 芳 輝
教育総務課主幹	高 瀬 有 希
教育指導課長	森 谷 真佐美
教育指導課主幹	林 理 絵
教育指導課指導主事	内 海 友 之
教育指導課指導主事	蒲 谷 麻 美
教育指導課指導主事	森 学
学務保健課長	清 水 航 介
学務保健課主幹	岡 俊 宏
学校給食課長	芳 賀 敬
学校給食課課長補佐	谷 澤 与 一
学校給食課指導主事	吉 井 綾 子
学校施設課長	藤 津 浩 士

生涯学習部長	井 出 祥 子
生涯学習部参事	谷 本 博 史
生涯学習総務課主幹	三 部 梨加子
生涯学習総務課課長補佐	滝 沢 絵 美

書 記	大久保 紀 子
-----	---------

午後 3 時00分 開会

宮原教育長 皆様、こんにちは。お待たせをいたしました。
定刻となりましたので、ただいまから「藤沢市教育委員会 7 月定例会」
を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。
本日の会議録に署名する委員は、5 番、井沼委員と 2 番、飯盛委員に
お願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。
それでは、本日の会議録に署名する委員は、5 番、井沼委員、2 番、
飯盛委員にお願いをいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長 続きまして、前回の会議録の確認をいたします。
委員の皆様、何かございますでしょうか。
(訂正、修正等発言：なし)
それでは、特にないようでございますので、了承することに、ご異議
ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。
それでは、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長 次に教育長報告を行います。
(1)「臨時代理の報告について(藤沢市中学校給食センター整備運営
事業実施方針の変更について)」、報告を行います。
報告の内容につきましては、事務局からご説明を申し上げます。
坪谷教育部長。

坪谷教育部長 教育委員会 7 月定例会、教育長報告(1)「臨時代理の報告について(藤
沢市中学校給食センター整備運営事業実施方針の変更について)」、ご説
明いたします。(議案書参照)
議案書の 1 ページをごらんください。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条
第 1 項は、教育長は、前条各号(次条各号に規定する事項を除く。)に掲
げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあら
かじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することが

宮原教育長

それでは、議事に入ります。

議案第17号「令和9年度使用藤沢市立小学校及び中学校用教科用図書の採択について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

森谷教育指導課長。

森谷教育指導課長

議案第17号「令和9年度使用藤沢市立小学校及び中学校用教科用図書の採択について」、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第1項の規定により、小学校用教科用図書については、令和5年度採択と同一のものを、中学校用教科用図書については、令和6年度採択と同一のものを採択する必要によるものです。

37、38ページ、別紙1、別紙2をごらんください。

採択する小学校及び中学校用教科用図書は、記載のとおりでございます。

議案書につきましては、35、36ページに記載のとおりでございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。

宮原教育長

事務局からの説明が終わりました。

議案第17号につきまして、委員の皆様から、御意見、御質問等ございましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか。

(意見、質問等・なし)

それでは、特にないようでございますので、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議案第17号「令和9年度使用藤沢市立小学校及び中学校用教科用図書の採択について」は、原案のとおり決定といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長

続きまして、議案第18号「令和9年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

森谷教育指導課長。

森谷教育指導課長

次に、議案第18号「令和9年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択について」、説明い

たします。(議案書参照)

この議案を提出いたしましたのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第1項並びに学校教育法附則第9条第1項の規定により、採択する必要によるものです。

「令和9年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書」については、教科書目録に登載されている教科書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書の中から採択することになっております。

採択に当たり、見本本のほかに調査研究をするのに参考としていただいた資料を確認させていただきます。

まず、文部科学省の「学習指導要領」、そして神奈川県教育委員会から示された「令和9年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」でございます。

次に、市独自の資料として、「教科用図書採択審議委員会からの答申」、特別支援学級設置学校長及び特別支援学校長が自校の教員に調査研究させた「令和9年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書調査書」、今回、新たに教科書として希望がありました新規図書と複数種目で希望がありました図書の内容と、児童生徒の特性を踏まえた選定理由等についてまとめました「令和9年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書調査書まとめ」でございます。

学校教育法附則第9条の規定による一般図書につきましては、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知を参考にして、児童生徒の障がいの種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容であることや、可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること、上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること、高額なものに偏ることがないようにすることなどが明記されております。

採択する教科用図書につきましては、令和9年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に基づき、採択日程に沿って、特別支援学級設置校及び特別支援学校による調査研究、審議委員の委嘱又は任命、教育長による審議委員長への諮問を経て、第2回藤沢市教科用図書採択審議委員会におきまして審議が行われました。

その結果、子どもの実態や発達段階に応じて幅広く一般図書の採択が可能となるように、昨年度まで採択されている一般図書は、発行者によ

る供給が困難となった図書を除いて、引き続き使用できること、今回、審議を行った教科用図書として使用したいと考えている新規図書や、複数種目で希望がある一般図書は、いずれも適切であることと考える内容が答申されております。

41ページからの別紙「令和9年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書」をごらんください。

発行者欄の隣に「新」と書かれたものは、藤沢市立学校において、今回新たに希望が出されたもので、「□」印の書かれた図書は、複数の種目で希望が出されたものでございます。また、無印のものについては、昨年度、本市で採択されているもの、「●」印の書かれた図書は、その中で来年度、発行者による供給が困難となっているものでございます。

なお、63ページにございますように、点字教科書や拡大教科書も、学校教育法附則第9条の規定による一般図書として給付の対象となります。

また、本市の小中学校で採択されている検定済教科書並びに特別支援学校小・中学部用文部科学省著作教科書も給付の対象となり、これらの教科用図書の中から、無償給付の対象となる特別支援学校における小・中学部及び小・中学校の特別支援学級の児童生徒1人に対して、種目ごとに適した教科用図書1冊が給付されます。

また、高等部においては、無償措置の対象外となりますが、学校教育法附則第9条の規定による、一般図書及び教科書目録に登載されている教科書を使用することになります。

議案書につきましては、39ページ、40ページに記載のとおりでございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。

宮原教育長

それでは、事務局の説明が終わりました。

議案第18号につきまして、委員の皆様、御意見、御質問等ございましたら、お願いをいたします。

種田委員、お願いします。

種田委員

ご説明ありがとうございます。

種田からは、意見を申し上げたいと思います。

特別支援学校、特別支援学級を担当する先生方が、子どもたちにふさわしい図書として、今回は新しく39本の本を掲示されております。

一応審議の場にも行きましたし、本を見せていただきましたが、普通の教科書では頭に入らない子どもたちにとって、やはり絵とかイラストとか写真が入っていると頭に入ってくるのではないかなと思います。

また、カード式の教科書が多かったと思います。カード式で一つ一つ覚えていくことが、意外にたやすくできる。

あと、興味を持てるもの、自動車とか、あるいは地図とか、そのような、みんなが、一人ひとりが興味を持てるような本がたくさんありました。

あと、視覚的なものだけではなくて、触って、触感でわかるというふうな教科書もありました。

あと、いろいろな歌がすぐ出てくる音楽の教科書もございました。

その子、その子にふさわしい図書を、先生方は選んでいらっしゃると思いますので、新しい教科用図書も採択されるといいと思います。

意見です。よろしくお願いいたします。

宮原教育長

御意見ということで承ります。

そのほかの皆様、いかがでしょうか。

石井委員、お願いします。

石井委員

石井も、先日、教科用図書採択審議委員会に伺わせていただいて、傍聴させていただきました。

委員の皆様の、とても丁寧な御意見を拝聴しました。見本本も39冊、拝見させていただきましたけれども、種田委員がおっしゃられたように、どの本にも、とても工夫が見られて、カラーもきれいですし、大きさも大きくて、みんなが手に取りやすいようなものであったかと思います。

それで、どの本も子どもたちが慣れ親しみながら発達をしていく、それを促し、日常であったり、そして今後の生活にも生かしていけるような内容であったと思いました。

これらの本は、障がいを持っておられるお子様たちの特性や発達段階に即しながら、教科用の図書として併用できると、現場の先生方が、子どもたちを一番よく知っていらっしゃる先生方が希望していらっしゃるものですので、私は、全て採用してよいのではないかなと思いました。

以上です。

宮原教育長

ご意見ということでよろしいですか。

石井委員

はい。

宮原教育長

それでは、井沼委員、お願いいたします。

井沼委員

私からも意見ですけれども、調査書、採択審議委員会の議事録、見本本を見させていただきました。

今、種田委員、石井委員がおっしゃられたように、現場の先生方が、これがいいという形で選んでいただいたものでありますので、この本は、採択するべきであると思いました。

宮原教育長

ありがとうございます。

飯盛委員、お願いします。

飯盛委員

ご説明ありがとうございました。

私も、種田委員、石井委員、井沼委員がおっしゃったとおり、ここは、現場の先生が一生懸命考えて選ばれた教科書でございますので、これは採択すべきだと考えます。

私も、39冊全て拝見をいたしました。この教科書全てが、視覚、聴覚、触覚をうまく刺激してくれて、とてもわかりやすく、子どもたちの興味を引き出す工夫が随所になされていると感じました。

私は、この内容に全く異存ございません。

意見でございます。

宮原教育長

ありがとうございます。

そのほかはよろしいでしょうか。

(意見、質問等：なし)

それでは、議案第18号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議案第18号「令和9年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択について」は、原案どおり決定といたします。

続きまして、議案第19号「藤沢市いじめ問題調査委員会規則の一部改正について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

森谷教育指導課長。

森谷教育指導課長

それでは、議案第19号「藤沢市いじめ問題調査委員会規則の一部改正について」、ご説明いたします。(議案書参照)

64ページをごらんください。

この議案を提出いたしましたのは、藤沢市いじめ問題調査委員会に調査部会を設置できる規定などを設けるため、所要の改正をする必要によるものでございます。

「1 改正する規則」につきましては、議案書の65ページに記載のとおりでございます。

次に、改正する内容について、ご説明いたします。議案書の67ページから70ページに記載の「新旧対照表」をごらんください。

主な改正内容といたしましては、68ページの第8条において、「調査委

員会に調査部会を置くことができる。」規定を、69ページ、第10条において、「教育委員会は、委員に対し、学校主体調査への派遣を依頼することができる。」規定を、それぞれ新たに設けるものでございます。

議案書の64ページにお戻りください。

「2 施行期日」につきましては、令和8年8月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

宮原教育長

事務局の説明が終わりました。

議案第19号につきまして、委員の皆様、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

種田委員、お願いします。

種田委員

ご説明ありがとうございます。

意見を申し上げたいと思います。

やはりいじめというのは、そのいじめられた児童生徒の方を早く救わなければいけないと思います。そういうことで、「調査部会を置くことができる。」というところで、早く対応できると考えます。

ですから、この改正に賛成でございます。

よろしくお願いいたします。

宮原教育長

ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様いかがでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、ほかにないようでございますので、原案のとおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議案第19号「藤沢市いじめ問題調査委員会規則の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長

それでは「その他」に移ります。

その他(1)「令和8年6月藤沢市議会定例会の開催結果について」、事務局及び生涯学習部の報告をお願いいたします。

坪谷教育部長。

坪谷教育部長

それでは、「令和8年6月藤沢市議会定例会の開催結果」につきまして、教育部にかかわる部分をご報告いたします(議案書参照)

議案書71ページをごらんください。

6月市議会定例会は、6月4日から25日までの22日間で開催されました。

5月の教育委員会定例会にてご審議の上、ご決定をいただきました議案「財産の取得について（学習用ノートパソコン）」並びに6月の教育委員会定例会にて、教育長の臨時代理として報告をさせていただきました議案「工事請負契約の締結について」、浜見小学校、高浜中学校の校舎棟外壁等改修工事につきましては、6月8日の本会議において、可決されました。

次に、6月11日に開催されました、子ども文教常任委員会につきましてご報告いたします。

議案書の72ページをごらんください。

今回、教育部に係る案件は、陳情が1件、報告が1件ございました。

陳情8第2号「公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情」につきましては、公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。保護者への説明責任と修学旅行、校外学習の安全管理を徹底すること。過去の修学旅行、平和学習等の記録を確認すること。記録の確認に当たり、懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。について、市議会から市に働きかけることを求めたものでございます。

この陳情に対する教育委員会の考え方につきまして、本市立学校では、教育基本法第14条及び義務教育諸学校における教育の政治的中立性の確保に関する臨時措置法にのっとり公正な教育を実施していること。平和教育については、学習指導要領の目標に基づき、適切かつ公正に取り組んでいること。修学旅行、校外学習については、各校から提出される実施承認申請書や届出書、実施要項により、教育委員会にて活動内容や安全対策の把握をしており、各学校においては、保護者説明会を行うなど、生徒の安全確保を最優先に考えて実施しているものと認識している旨をご説明させていただきました。

なお、本陳情は、「趣旨不了承」となりました。

続いて、報告（1）「（仮称）藤沢市中学校給食センター整備運営事業実施方針（案）について」につきましては、中学校給食について、学校給食センターを整備することとし、その整備手法をPFI方式（BTO）としており、実施方針（案）を作成したことから、その内容について報告したものでございます。

なお、本実施方針につきましては、先ほどの教育長臨時代理の報告において、変更について、ご説明をしたものでございます。

また、教育部からの報告案件ではございませんが、6月12日に開催されました総務常任委員会において、財務部から、公共料金の見直しについて、

改定（案）の報告がありました。その中で、藤沢市八ヶ岳野外体験教室の利用料金も見直しの対象とされておりますので、併せてご報告させていただきます。

続きまして、議案書の73ページをごらんください。

一般質問につきましては、教育部に関連する質問は、14人の議員からございました。質問の件名と要旨につきましては、73ページから77ページに記載のとおりで、下線又は二重線で、要旨の部分に【教育部】と記載している箇所が教育部に関連する質問でございます8。

なお、常任委員会のほか、一般質問の内容等につきましては、市議会ホームページにおいて録画配信や、今後、会議録の公表がございますので、説明を、ここでは省略させていただきます。

教育部にかかわる部分についての報告は、以上でございます。

宮原教育長 井出生涯学習部長、お願いします。

井出生涯学習部長 それでは、「令和8年6月藤沢市議会定例会の開催結果について」、生涯学習部にかかわる部分について、ご報告いたします。（議案書参照）

議案書の72ページをごらんください。

6月11日に開催されました子ども文教常任委員会につきましては、今回、生涯学習部に関係する案件はございませんでした。

なお、先ほど教育部から説明のありました6月12日開催の総務常任委員会における公共料金の見直しについて、改定（案）の報告の中で、生涯学習部に関する案件として、藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料につきましても、見直しの対象とされておりますので、併せてご報告させていただきます。

続きまして、議案書の74ページをごらんください。

「一般質問」につきましては、生涯学習部に関連する質問は、1人の議員からございました。

質問の件名と要旨につきましては、74ページに記載のとおりで、二重線で、要旨の最後に【生涯学習部】と記載している箇所が生涯学習部に関連する質問でございます。

以上で、教育部及び生涯学習部に係る令和8年6月藤沢市議会定例会の開催結果についての報告を終わります。

宮原教育長 事務局及び生涯学習部の説明が終わりました。

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

種田委員、お願いします。

種田委員 ご説明ありがとうございます。

2 点だけお尋ねしたいと思います。

1 点目は、73ページの安田議員からの「教育について」の中の、「(1) 障がい児支援について」、これは、どのような質問で、どう答えられたのか、お尋ねしたいと思います。

もう一点は、76ページの平川和美さんが質問された「学習障害（ディスレクシア）の児童生徒への取り組みについて」、こちらはどのようなご質問で、どのようにお答えになったのか、お尋ねしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

宮原教育長 森谷教育指導課長。

森谷教育指導課長 それでは、順にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、ご質問をいただきました1点目、安田景輔議員の質問についてでございますが、件名「教育について」の「障がい児支援」につきましましては、3つほどご質問をいただいているところでございます。

質問につきましましては、まず、子どもや保護者が、今後の見通しを立てられるよう、小学校における特別支援学級の設置計画の早期公表とか情報提供の仕組みについてのご質問をいただいております。

2つ目につきましましては、藤沢市の小中学校における通級指導教室の在り方の現状の検討状況等についてのご質問をいただいております。

3点目につきましましては、児童発達支援センターに通っていた児童の保護者から、小学校への進級後に、心理士や言語聴覚士など専門職のサポートが減ってしまうような感じを受けているけれども、教育委員会としては、どのように認識しているのかというご質問をいただきました。

それにつきまして、回答として、まず1つ目、特別支援学級の設置計画につきましましては、お子様や保護者が、将来の見通しを持って教育的ニーズを踏まえた学びにつながるよう、我々としても、例年よりも今年度につきましましては、設置1年前の4月に、保護者や学校にお知らせをするという早期の対応をいたしております。

また、市のホームページ等を活用いたしまして、最新の設置状況や見通しに関する情報も適宜発信しているということで、切れ目ない支援につながるようにしていくというお答えをしております。

それから2つ目の、小学校の通級指導教室につきましましては、やはり支援を必要とするお子様の増加に伴いまして、指導体制の逼迫や専門性を持つ人材の育成が課題になっていると認識しておりますので、将来にわたって安定した支援をつなげるための運営体制を検討いたしまして、指導期間の見直しであったり、指導基準の視点をまとめるというようなことをやっております。

中学校における通級指導教室の設置につきましては、やはり小学校からの切れ目ない支援を行うために、今後、指導者の育成や指導場所の確保や、教科担任制の中での柔軟な時間割の編成といった現状の課題を踏まえまして、これから検討を進めていきたいと回答しております。

最後の3つ目の、小学校入学前の支援が、小学校入学後には、少し少なくなっているのではないかなというようにお声に対しては、現在、心理士等の専門職はいるところですが、そのほかに言語聴覚士の派遣等も行っていますけれども、あとは、理学療法士や作業療法士につきましては、県立特別支援学校のセンター的機能を活用しているところでございます。

ですが、まだ巡回指導等、なかなか利用されていない学校さんもございますので、そこについては、こちらで、委員会から周知を図ってまいりたいと思っております。

やはり専門職による助言は、子どもたちの健やかな成長、それから生活の質の向上、保護者の安心にもつながるものと認識しておりますので、利用制度についても、改めて周知するとともに、我々としても、助言が必要なときに受けられるような体制を強化していきたいと思っているということで、就学前から就学後、切れ目のない支援を、そして多様性を包接するための専門職を含めた学校の教育支援チームの構築を、これから目指していきたいと回答いたしました。

それが、安田議員の質問と、その回答でございます。

もう一つ、平川和美議員でございます。

「学習障害（ディスレクシア）の児童生徒への取り組みについて」ということで、5つほどご質問をいただいております。

質問といたしましては、ディスレクシアの疑いのあるお子様の早期発見が大事だということで、どのような取り組みをしているかであったり、ディスレクシアの理解を深めるため、当事者の保護者の理解はもちろんのこと、ほかの周りの児童生徒、それから周りの保護者の理解も必要だと考えております。

ですので、ディスレクシアに関する学習会、それから講演会など、保護者や教職員合同で実施して、理解を促す必要があると考えるが、というところで、その辺の考えを聞かせてほしいというようにご質問をいただいております。

ディスレクシアの早期発見につきましては、全ての児童生徒の中に、困難さを抱えているという、ディスレクシアだけではなく様々な困難さを抱えているお子様が在籍している可能性を常に、やはり、まず想定することが大切だと考えております。

教員に対しましては、特性の理解や、具体的な支援法に関する研修を、年々拡充しているところございまして、小さなつまずきの兆候を見逃さないための専門性の向上を図っているところでございます。

各学校にスクールカウンセラーも派遣しております。学習のつまずきの早期把握や支援に関する研修を、スクールカウンセラーも実施しております。具体的な学習支援につなげる、アセスメントなども充実させております。

そのほか、新1年生の担任だったり新入生サポート講師などがおりますけれども、そことスクールカウンセラーの専門性などを組み合わせながら、早期の適切な支援をできるよう、チーム体制を整えているという回答をいたしております。

それから、いろいろな方の理解を図るためというところで、もう一つの当事者や保護者の理解や、それから、保護者と教職員合同での学習会などはどうかというようなご質問につきましては、子どもたちが互いの困難さを理解し合い、違いを認め、それぞれが対等な関係として尊重し合いながら、ともに成長することが大切だと思っております。

そこにつきましては、家庭と地域が手を取り合い、子どもたちの育ちを支えていくことが、まず大切であると認識していると回答しております。

全ての子どもたちが自分らしく成長するために、子どもを初め子どもたちにかかわる大人たちが、子どもたちとともに学び合い、それから多様な子どもたちを包接するための理解を深める学習会や講演会等についても、今後検討していくという形で回答をさせていただいております。

以上でございます。

種田委員

ご説明ありがとうございます。

最初の「障がい児支援」については、印象に残ったのが、「切れ目ない支援」、小学校から中学校、高校、今は高校から障がい者ですね。「児から者」に行くところも、やはり切れ目ない支援が必要だと言われております。

そこを、小学校、中学校あるいは高校と切れ目なく支援していただきたいと思います。

あと、学習障害（ディスレクシア）については、やはり早期発見が大切なのだと、説明いただいて了解いたしました。

保護者も教員も、周りの人が早く、その子の困難さを見つけてあげることが、やはり大切なのだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

宮原教育長

ご意見ということでよろしいですか。

種田委員

はい。

ありがとうございます。

それでは、そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、ほかにないようでございますので、報告を終了いたします。

[illegible]

宮原教育長 以上で、本日予定をいたしました審議する案件は、全て終了でございます。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃるでしょうか。

(報告等：なし)

$$\frac{1}{2}, \frac{1}{3}, \frac{1}{4}, \frac{1}{5}, \frac{1}{6}, \frac{1}{7}, \frac{1}{8}, \frac{1}{9}, \frac{1}{10}, \frac{1}{11}, \frac{1}{12}, \frac{1}{13}, \frac{1}{14}, \frac{1}{15}, \frac{1}{16}, \frac{1}{17}, \frac{1}{18}, \frac{1}{19}, \frac{1}{20}, \frac{1}{21}, \frac{1}{22}, \frac{1}{23}, \frac{1}{24}, \frac{1}{25}, \frac{1}{26}, \frac{1}{27}, \frac{1}{28}, \frac{1}{29}, \frac{1}{30}, \frac{1}{31}, \frac{1}{32}, \frac{1}{33}, \frac{1}{34}, \frac{1}{35}, \frac{1}{36}, \frac{1}{37}, \frac{1}{38}, \frac{1}{39}, \frac{1}{40}, \frac{1}{41}, \frac{1}{42}, \frac{1}{43}, \frac{1}{44}, \frac{1}{45}, \frac{1}{46}, \frac{1}{47}, \frac{1}{48}, \frac{1}{49}, \frac{1}{50}, \frac{1}{51}, \frac{1}{52}, \frac{1}{53}, \frac{1}{54}, \frac{1}{55}, \frac{1}{56}, \frac{1}{57}, \frac{1}{58}, \frac{1}{59}, \frac{1}{60}, \frac{1}{61}, \frac{1}{62}, \frac{1}{63}, \frac{1}{64}, \frac{1}{65}, \frac{1}{66}, \frac{1}{67}, \frac{1}{68}, \frac{1}{69}, \frac{1}{70}, \frac{1}{71}, \frac{1}{72}, \frac{1}{73}, \frac{1}{74}, \frac{1}{75}, \frac{1}{76}, \frac{1}{77}, \frac{1}{78}, \frac{1}{79}, \frac{1}{80}, \frac{1}{81}, \frac{1}{82}, \frac{1}{83}, \frac{1}{84}, \frac{1}{85}, \frac{1}{86}, \frac{1}{87}, \frac{1}{88}, \frac{1}{89}, \frac{1}{90}, \frac{1}{91}, \frac{1}{92}, \frac{1}{93}, \frac{1}{94}, \frac{1}{95}, \frac{1}{96}, \frac{1}{97}, \frac{1}{98}, \frac{1}{99}, \frac{1}{100}$$

宮原教育長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。

8月20日、木曜日、午後3時から、傍聴者の方の定員は20人、場所は、ここですね、本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定ということ、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、繰り返します。次回の定例会は、８月20日の木曜日、午後3時から、傍聴者の定員は20人、場所は、本庁舎8階 8－1・8－2会議室において開催予定といたします。

以上で、本日の審議日程は全て終了といたします。閉会いたします。

どうもありがとうございました。

一同 ありがとうございました。

午後 3 時45分 閉会